令和 7 年 1 月分

件名	内容（原則、原文のまま記載しています。）	町の回答・対応	担当課
バルーンアートの申込み／生涯学習関係団体	来年開催のバルーンアートで遊ぼの申し込みでの年齢で10代から100歳以上と細かく分けておられるのは何故でしょうか。 島本町生涯学習関係団体「古文書クラブ」が講師となり、初心者向けの体験教室を開催しますとの募集が有りました。 ここでの島本町生涯学習関係団体とはどの様な団体で他にどの様な団体がありますか。	【バルーンアートについて】 バルーンアートであそぼう！に限らず 、 各文化教室では年齢を確認する選択項目を設けています。 理由について、教室によっては、どの年齢が多いかを講師にお伝えし、教室内容の見直しを図っていることやどの年代に需要があるかを確認するためです。 【生涯学習関係団体について】 生涯学習関係団体とは自ら学びを求め、学習活動を推進するとともに、相互学習により向上し、学んだことを地域に還元できる団体のことです。 令和6年度現時点での生涯学習関係団体は46団体であり、語学・手工芸・スポーツなど様々な分野で各団体が活動されています。 令和6年度の生涯学習関係団体の一覧を、町ホームページに掲載しておりますので、是非ご確認ください。 「令和6年度 社会教育関係団体・生涯学習関係団体一覧」 URL→ https://www.town.shimamoto.lg.jp/soshiki/24/23338.html	生涯学習課

令和 7 年 1 月分

件名	内容（原則、原文のまま記載しています。）	町の回答・対応	担当課
子育て支援について	近隣の市から転入してきましたが、島本町の子育て支援は手薄だと感じました。具体的には未就園児の親子が気軽に利用できる児童館がないことです。保育園の園庭開放やイベントはありますが、時間が決められており短時間しか利用できず、天候や気温にも左右されます。子供を遊ばせに行きたくても寒い日や暑い日、雨の日などは行けませんし、0歳児など小さい子は外で遊べないです。 近隣の茨木市や高槻市では平日10時～16時頃まで空いてる室内の児童館や子育て支援センターがあり、予約も不要で気軽に利用できる場所が多いです。 島本町もそのような場所を増やすと利用する方も多いと思いますが、今後作ってもらえないでしょうか？ 児童館は子供の遊び場だけでなく、子育ての情報や悩みを共有でき、親にとっても息抜きができる貴重な場だと思います。保育園の決まった時間だけの園庭開放やイベントでは足りないですし、お昼寝時間も子供によって違うので10時間～16時まで利用できる場所があると嬉しいです。 島本駅前を分譲開発して子育て世帯を誘致している以上、他市の子育て支援策などを取り入れ子育てしやすい町づくりをしていただきたいです。 今後の島本町の子育て支援に期待しています。宜しくお願いします。	現時点では、本町に児童厚生施設である児童館はございませんが、子育て世帯の皆様が、お困りごとなどの共有や専門的な知識やノウハウをもつ者への相談できる取組として、町内４か所で地域子育て支援センター（地域子育て支援拠点事業）が開設しております。 地域子育て支援センターは、子育て親子の交流の場の提供と交流の促進や子育て等に関する相談、援助の実施、地域の子育て関連情報の提供などのほか、子育て及び子育て支援に関する講習などが行われております。 一部のセンターでは、お子様に自由に遊んでいただけるスペースを設けているところもございますので、目的に応じたセンターをご活用いただければと存じます。 また、ふれあいセンター内では、就学前のお子様がいつでも利用できるキッズスペースを設けておりますので、ご活用いただければと思います。 なお、今後につきましても、児童館の創設予定はございませんが、皆様のご意見や他市の取り組みを踏まえ、子育て支援施策を進めてまいりますのでご理解ご協力何卒よろしくお願いします。	こども家庭課
公園について	1才からのれるブランコが欲しいです。 遊具であそべないのであればとっても嬉しいです。	島本町管理の公園には、ご指摘の通り幼児向けのブランコが設置されていない状況であり、また、過去から住民の皆様のご要望も多かったことから、「藤の木公園」「樋之尻公園」「村合公園」の3公園において、令和7年3月末を目途に、古くなった遊具を更新する際に、併せて既存ブランコの一部を幼児向けブランコに取替えを予定いたしておりますので、更新した際にはご活用いただけたらと考えております。 なお、幼児向けブランコへ取替予定の公園の所在地につきまして、下記のとなっております。 ・藤の木公園：島本町広瀬五丁目6-4 ・樋之尻公園：島本町広瀬一丁目11-6 ・村合公園　：島本町青葉一丁目21	都市整備課

令和 7 年 1 月分

件名	内容（原則、原文のまま記載しています。）	町の回答・対応	担当課
東大寺テニスコートの補修について	東大寺のテニスコートですが、ひび割れが酷い。 また以前に補修したと思われる黒い繊維状のものが剥がれてきています。 修復を試みた形跡はありますがひびの隙間を埋めたセメントのようなものが乾き、砂利となって再度剥がれており砂利入りのハードコートになっています。 ひびや砂利でイレギュラーするコートはハードコートとしてはあり得ないと思います。 また砂利やひびが怪我の要因になる可能性もあります。 今後のテニスコートの健全な運営と町民がすすんで使用できるコートの運営をお願いします。 現状はコート使用を積極的に出来ない方も増えているようです。 町の施設をどのように使用出来るか稼働率を上げるにはどうしたらよいのか？本質的な検討をお願いします。 ※何もせず結果だけを見るのではなく、成果を上げる検討をお願いします。 また猛暑のなかでハードコートを使用するのは危険な可能性があるなど稼働率やコートの状況を外部環境も踏まえて調査頂きたいです。 今回の工事費用がもしかかっているなら、工事の不備ですので再度無償で整備をお願いして頂きたいです。	東大寺テニスコートの施設環境について、ご迷惑をおかけしており、誠に申し訳ございません。 令和6年12月24日に東大寺テニスコートのひび割れ箇所の応急処置として補修作業を行いましたが、補修箇所の剥がれ、凹凸等が発生しているため、令和7年1月28日から再度、補修作業を行っています 。 また、東大寺テニスコートについて、 老朽化が著しく進んでおり、検討が必要な施設であることは認識しています 。 今後の対応については、検討を進めてまいりますので、ご理解ください。	生涯学習課
第一小学校旗ポールについて	現在第一小学校体育館前の改修工事がなされています。 そこに旗ポール（３本）があるのですが向きが校舎の方に向いていないのです。 この改修工事で正面（校舎）に向く様にされたら良いのでは有りませんか。	ご意見をいただいております「第一小学校旗ポールの向き」についてでありますが、旗ポールはたしかに校舎側に向いて設置はされておりません。 ご意見の「体育館の改修工事の中で旗ポールの改修をされてみてはどうか」についてでございますが、体育館の改修工事に旗ポールの改修は見込んでおらず、令和7年1月末の契約工期となっております。 そのため、現在のところ旗ポールの改修の予定はありませんが、今後の学校施設の整備に関する貴重なご意見として、承らせていただきます。 なお、ご意見につきましては第一小学校と共有させていただいており、今後も調整を図っていきますので、引き続き、ご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。	教育総務課

令和 7 年 1 月分

件名	内容（原則、原文のまま記載しています。）	町の回答・対応	担当課
住民票について	今どき、住民票がコンビニで取れないのは今どき、住民票がコンビニで取れないのはあり得ない。駅から役所がどれだけ遠いか分かっているのか。すぐに整備してほしいあり得ない。駅から役所がどれだけ遠いか分かっているのか。すぐに整備してほしい	本町では、住民票等の各種証明書を取得できる「コンビニ交付サービス」については、平成30年度に、先行自治体の導入状況等の調査及び研究を進め、導入の検討を行いましたが、システム導入等にかかる費用が多額であることに対し、当時はマイナンバーカードの普及率が低かったことなどを勘案し、導入を見送った経緯がございます。 その後、昨今ではマイナンバーカードの普及率が上昇したことなどから、現在、令和7年3月末までの導入に向けてシステムの構築など準備を進めているところでございます。ご不便をおかけしますが、今しばらくお待ちいただきますようよろしくお願いいたします。 なお、本町では、役場に来庁せずとも自宅で住民票等の各種証明書を請求できるサービスとして、スマートフォンを利用しマイナンバーカード読取アプリにより、専用リーダー不要で電子署名から決済までワンストップで行えるオンライン手続サービスを実施しております。こちらについては、住民票、戸籍謄抄本、除籍・改製原戸籍謄抄本、戸籍の附票や課税証明書等を請求することができるサービスとなっております。 また、役場の開庁時間（平日の9時から17時半まで）に役場にお越しできない方へのサービスとして、事前に島本町ホームページから予約申請を行い、夜間や休日に住民票や印鑑登録登録書を警備室にて受け取ることを可能とする予約受取サービスも実施しております。 コンビニ交付サービスの代替手段としてご活用いただければ幸いです。 【参考ＵＲＬ】 各種証明書のオンライン請求手続について https://www.town.shimamoto.lg.jp/soshiki/13/2164.html 住民票の写し・印鑑登録証明書の予約受取サービスについて https://www.town.shimamoto.lg.jp/soshiki/13/2154.html	住民課

令和 7 年 1 月分

件名	内容（原則、原文のまま記載しています。）	町の回答・対応	担当課
コンビニ交付サービスの導入について	住民票などの各種証明書を取得する際に、コンビニ交付サービスが利用できないことに大変不便を感じています。特に、共働きで平日は多忙な状況で役場まで足を運ぶことは負担があります。 オンライン申請は見つけましたが、マイナンバーカード読み取りに対応するスマートフォンを用意する必要がある上に、郵送に数日かかり郵送料の実費負担もあるため、その場で手に入るコンビニ交付サービスの利便性を代替できるに至っていません。 近隣の自治体（高槻市、大山崎町）ではコンビニ交付サービスが利用できます。先行自治体の導入事例を参考に、住民の利便性向上といった効果を考えて導入いただきたいです。	本町では、住民票等の各種証明書を取得できる「コンビニ交付サービス」については、平成30年度に、先行自治体の導入状況等の調査及び研究を進め、導入の検討を行いましたが、システム導入等にかかる費用が多額であることに対し、当時はマイナンバーカードの普及率が低かったことなどを勘案し、導入を見送った経緯がございます。 その後、昨今ではマイナンバーカードの普及率が上昇したことなどから、現在、令和7年3月末までの導入に向けてシステムの構築など準備を進めているところでございます。ご不便をおかけしますが、今しばらくお待ちいただきますようよろしくお願いいたします。 なお、本町では役場の開庁時間（平日の9時から17時半まで）に役場にお越しできない方へのサービスとして、事前に島本町ホームページから予約申請を行い、夜間や休日に住民票や印鑑登録登録書を警備室にて受け取ることを可能とする予約受取サービスも実施しております。 コンビニ交付サービスの代替手段としてご活用いただければ幸いです。 【参考ＵＲＬ】 住民票の写し・印鑑登録証明書の予約受取サービスについて https://www.town.shimamoto.lg.jp/soshiki/13/2154.html	住民課
木製ベンチ破損による事故について	子どもが第二小学校に通っております。 本日は、通学路にある木製ベンチについて、修繕または撤去をご依頼したく連絡いたしました。小野薬品工業さまから若山台方面に行き、名神高速下のトンネル手前に木製ベンチが二基あります。昨日、そこに座ろうとした1年生が、ベンチが壊れていて転倒したと安全ボランティアの方から報告がありました。確認したところ、ベンチは土台に2枚の板がかかっていて、そのうち1枚が外れるようになっていました。下校時に座る事が問題かもしれませんが、小学生だけでなく、散歩中の方も座るかもしれないですし、危険だと感じました。早急にご対応いただけますでしょうか。どうぞよろしくお願いいたします。	当該のベンチに関しまして、現地にて状況を確認いたしましたところ、お申し出いただきましたとおり、座板が外れる状態でしたので、カラーコーンにて養生し、使用不可としております。併せて、座板の取替に向けた修繕を計画しております。 今後も住民の皆さまに、安心安全に道路設備を利用していただけるよう、職員によるパトロール等により、適切な維持管理に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申しあげます。	都市整備課

令和 7 年 1 月分

件名	内容（原則、原文のまま記載しています。）	町の回答・対応	担当課
HPの新着情報とLine配信	最近他部署の方から「HPを見て下さい」との連絡が有りHPを見た所新着情報に目が行きました。政策企画課へこの新着情報をLine（メール）にて配信してもらえないか相談しました。このHP新着情報掲載はHPを更新された担当課が決めているとお聞きしました。また、Line（メール）で発信する場合担当課での下書き情報が必要と教えて貰いました。そこで総務債権管理課での「文書管理・電子決裁システムの導入について」が有りました。 コピー用紙年間削減枚約500,000枚 コピー用紙購入削減額約370,000円 が有りました。 素晴らしい効果でしたのでこな効果をLineアピールされた方がよいのではとお伝えしました。お答えで「その様内容では有りません。ご意見としてお伺いしておきます」でした。 私は、事業としての効果でますので住人はアピールすべきと思います。また、次年度の比較資料にもなりませんか。以前より私はHPや広報誌は閲覧（探す）媒体でLine（メール）は提供媒体ですと話しして来ています。今回閲覧媒体のHPで新着情報を載せられたのはこの効果を見て欲しいとの事だったのではありませんか。それならLineでの配信を考えるべきと思います。 また以前総務部の管理職の方に「ご意見としてお伺いしておきます」はどう言う事ですかとお伺いすると「電話を切る行政用語です」と言われました。「課内で話しして見ます」（今回他の課の方からです） また、これだけのペーパーが毎年削減されると文書保存期間で使用される倉庫、棚、ロッカー（床面積）が削減される事も報告すべきと思います。 しかし、電子化データ保存のサーバー代はかかりますが検索は容易に出来ます。 新着掲載はいらなかったかもしれません。	今回のHP掲載記事については、文書管理・電子決裁システムの導入効果について住民の皆様に広くお知らせすべきと判断し、ホームページに掲載いたしました。 本町において、LINEでの配信については、「島本町LINE 公式アカウント運用ポリシー」により運用しているところ、今回の情報は、「３投稿内容」の(1)(2)(3)に示されているものではなく、(4)の「前号に掲げるもののほか、本町が適当と認める情報発信、サービス」に該当します。 このことについて、所管課において総合的に判断した結果、現時点においては、LINEでの配信を行う予定はありませんので、ご理解賜りますよう、よろしくお願いします。 また、システムの導入により、文書の保存のために必要となる棚等の必要量が減少していくものと考えておりますが、現時点においては棚等の削減を行っておりませんので、今後、棚等の削減を行い効果が表れた場合、改めて広報についても検討してまいりたいと考えています。	総務・債権管理課